

議案第14号

富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

平成28年 2月22日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により改正された地方公務員法及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行されることに伴い、人事行政の運営の状況に係る報告事項の規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8） 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

（5） 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。